

議案第40号

狭山市地域密着型サービス運営委員会条例

条例別紙のとおり

平成25年6月4日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の適正な運営を確保するため、狭山市地域密着型サービス運営委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市地域密着型サービス運営委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の事業の適正な運営を確保するため、狭山市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項
- (2) 地域密着型サービス等の事業者の指定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 地域密着型サービス等に従事する従業者の基準に関する事項
- (4) 地域密着型サービス等の事業の設備及び運営の基準に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の事業の適正な運営を確保するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護サービスの事業者、介護予防サービスの事業者並びに医師会その他の保健、医療及び福祉に係る団体の代表者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険の被保険者の権利擁護、相談事業、支援等に携わる者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。